

平成22年10月鹿児島県
奄美地方における集中豪雨
災害に係る生活再建等支援策

平成22年11月10日
鹿児島県

平成22年10月鹿児島県奄美地方における集中豪雨災害に係る生活再建等支援策

1 生活面の支援

【被災後の生活状況】	【支援策】
世帯主等が死亡した	1-1 災害弔慰金 1ページ
負傷等による障害が出た	1-2 災害障害見舞金 1ページ
当面の生活再建のための資金が必要	1-3 災害援護資金の貸付 2ページ
	1-4 被災者生活再建支援金 2ページ
	1-5 被災者生活支援金 3ページ
	1-6 住家災害見舞金 3ページ
子どもの養育・就学等への支援が必要	1-7 学用品等の給与 4ページ
	1-8 奨学金の貸与, 返還猶予 4ページ
	1-9 私立高等学校授業料軽減費の補助 5ページ
	1-10 特別支援教育就学奨励費の支給 5ページ
県税の支払猶予等をして欲しい	1-11 県税の納期限等の延長 6ページ
	1-12 県税の減免措置等 6ページ
精神的なケアが必要	1-13 メンタルケアの電話相談 7ページ
	1-14 臨床心理士の学校への派遣 7ページ

2 住宅の確保・再建に向けた支援

【居住者の意向】	【支援策】	
住宅を建て替え・取得・補修したい	2-1	災害復興住宅融資 8ページ
	2-2	がけ地近接等危険住宅移転事業 9ページ
	2-3	住宅補修等の相談窓口の設置 10ページ
	2-4	建築確認申請等手数料の免除 10ページ
住宅を応急的に修理したい	2-5	被災住宅応急修理制度 11ページ
応急仮設住宅に入居したい	2-6	応急仮設住宅の供与 11ページ
公営住宅に転居したい	2-7	県営住宅の提供 12ページ
	2-8	県職員・教職員住宅の提供 13ページ

3 農林漁業・中小企業への支援

【被災後の事業の状況】	【貸付制度等】	
農林漁業の 再建資金が必要	3-1	農業近代化資金 14ページ
	3-2	木材産業振興資金 14ページ
	3-3	漁業近代化資金 15ページ
	3-4	農林漁業セーフティネット資金 15ページ
	3-5	農林漁業施設資金 16ページ
	3-6	農・林業振興資金(災害復旧) 16ページ
	3-7	農業経営基盤強化資金 17ページ
	3-8	農業基盤整備資金 17ページ
	3-9	漁船保険制度 18ページ
中小企業の 再建資金が必要	3-10	緊急災害対策資金 18ページ
	3-11	中小企業災害復旧資金利子補助 19ページ
	3-12	災害復旧貸付 19ページ
	3-13	小規模企業共済災害時貸付 20ページ
	3-14	生活衛生融資(災害復旧貸付) 20ページ

制度等の名称	1 - 1 災害弔慰金	
実施主体	市町村	
対象地域	奄美大島の市町村	
対象者	今回の災害により、死亡した方のご遺族 (配偶者、子、父母、孫、祖父母)	
支援等の内容	死亡した方の状況に応じて弔慰金を給付 (1) 死亡者が生計を主として維持していた方..... 500万円以内 (2) その他の場合 250万円以内	
問い合わせ先	鹿児島県保健福祉部社会福祉課	099-286-2824

制度等の名称	1 - 2 災害障害見舞金	
実施主体	市町村	
対象地域	奄美大島の市町村	
対象者	今回の災害により、負傷し、または疾病にかかり、治った時に 精神または身体に重度の障害のある方 (両眼失明、両上肢の用を全廃したもの 等)	
支援等の内容	障害を受けた方の状況に応じて見舞金を給付 (1) 生計を主として維持していた方 250万円以内 (2) その他の場合 125万円以内	
問い合わせ先	鹿児島県保健福祉部社会福祉課	099-286-2824

制度等の名称	1 - 3 災害援護資金の貸付
実施主体	市町村
対象地域	奄美大島の市町村
対象者	今回の災害により、次のような被害を受けた世帯の世帯主 (1) 災害により世帯主が重傷を負った場合（概ね1ヶ月の療養） (2) 住居が滅失、流失、全壊又は半壊した場合 (3) 家財に損害があった場合 （被害金額がその家財の概ね3分の1以上である損害） 同一世帯の所得の合計額によっては、対象外
支援等の内容	被害の程度に応じて資金を貸付 貸付限度額 350万円
問い合わせ先	鹿児島県保健福祉部社会福祉課 099-286-2824

制度等の名称	1 - 4 被災者生活再建支援金
実施主体	被災者生活再建支援法人
対象地域	奄美市，龍郷町
対象者	今回の災害により、次のような被害を受けた世帯 (1) 住宅全壊 (2) 住宅が半壊・敷地内被害等のため、やむを得ず解体した場合 (3) 危険な状態が継続し、居住不能の状態が長期間継続 (4) 住宅が半壊し大規模な補修が必要
支援等の内容	被害の程度，住宅の再建方法に応じて支援金を給付 基礎支援金（被害程度 全壊：100万円，大規模半壊：50万円） + 加算支援金（住宅の再建方法 建築・購入：200万円， 補修：100万円，賃貸：50万円） 単数世帯の支援金支給限度額は複数世帯の支給額の3/4
問い合わせ先	鹿児島県保健福祉部社会福祉課 099-286-2824

制度等の名称	1 - 5 被災者生活支援金
実施主体	鹿児島県被災者生活支援基金運営委員会
対象地域	奄美大島の市町村
対象者	今回の災害により、 (1) 全壊、半壊もしくは床上浸水の住家被害を受け、前年収入800万円以下の世帯 (2) 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊もしくは床上浸水等の被害を受けた小規模事業者で、前年所得が600万円以下の事業者
支援等の内容	1世帯（1事業者）当たり20万円の支援金を給付 被災者生活再建支援金と重複支給はしない
問い合わせ先	鹿児島県保健福祉部社会福祉課 099-286-2824

制度等の名称	1 - 6 住家災害見舞金
実施主体	鹿児島県
対象地域	奄美大島の市町村
対象者	今回の災害により住家が全壊、流失または埋没した世帯の世帯主
支援等の内容	1世帯当たり10万円の見舞金を支給 災害弔慰金との重複支給はしない
問い合わせ先	鹿児島県保健福祉部社会福祉課 099-286-2824

制度等の名称	1 - 7 学用品等の給与
実施主体	鹿児島県，各市町村教育委員会
対象地域	奄美市，龍郷町，大和村
対象者	今回の災害により，住家の全壊，半壊又は床上浸水により，教科書，学用品等を喪失又は損傷し，就学上支障のある小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の児童生徒
支援等の内容	教科書及び教科書以外の教材で，教育委員会に届出又は承認を受けている教材を給与 文房具及び通学用品は，1人当たり次の金額以内で現物支給 (1) 小学校児童 4,100円 (2) 中学校生徒 4,400円 (3) 高等学校等生徒 4,800円
問い合わせ先	鹿児島県教育庁義務教育課（小・中学校，特別支援学校） 099-286-5285 鹿児島県教育庁高校教育課（高等学校） 099-286-5291

制度等の名称	1 - 8 奨学金の貸与，返還猶予
実施主体	財団法人 鹿児島県育英財団
対象地域	奄美大島の市町村
対象者	奨学金の貸与(緊急採用) (1) 県内に生活の本拠を有する方の子弟で，高等学校等に在学する方 (2) 風水害等により被害を受けたことにより，収入が減少又は支出が増大した方 返還猶予 ・ 被災により奨学金の返還が困難な方
支援等の内容	緊急採用奨学金を貸与 奨学金の返還を猶予
問い合わせ先	各県立・私立の各高等学校等（貸与） 財団法人県育英財団（貸与・返還猶予） 099-286-5244 鹿児島県教育庁総務福利課（厚生係） 099-286-5214

制度等の名称	1 - 9 私立高等学校授業料軽減費の補助	
実施主体	鹿児島県	
対象者	今回の災害により被害を受け、生計に重大な支障を生じたと認められる方	
支援等の内容	<p>学校法人が授業料負担者に対して行う授業料軽減事業の経費の一部について補助</p> <p>(1) 全壊：月額 4,950円</p> <p>(2) 半壊：月額 2,475円</p>	
問い合わせ先	各私立高等学校 鹿児島県総務部学事法制課	099-286-2146

制度等の名称	1 - 10 特別支援教育就学奨励費の支給	
実施主体	鹿児島県	
対象者	今回の災害により、学用品等を喪失又は損傷し、学用品を再度購入することが必要となり、災害救助法に基づく給与で補完できないものが必要な、特別支援学校又は小学校若しくは中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者	
支援等の内容	<p>就学奨励費を支給</p> <p>(1) 小学部（限度額） 11,190円</p> <p>(2) 中学部（限度額） 21,930円</p> <p>(3) 高等部（限度額） 30,810円</p>	
問い合わせ先	各特別支援学校 鹿児島県教育庁義務教育課	099-286-5285

制度等の名称	1 - 11 県税の納期限等の延長	
実施主体	鹿児島県	
対象地域	奄美市，大和村及び龍郷町	
対象者	<p>対象地域に</p> <p>(1) 住所</p> <p>(2) 主たる事務所又は事業所</p> <p>(3) 県税の納税地</p> <p>のいずれかがある方</p>	
支援等の内容	<p>個人事業税，不動産取得税，ゴルフ場利用税，軽油引取税，産業廃棄物税に係る申告，申請，請求，届出その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限のうち，平成22年10月20日（水）から12月24日（金）までに到来する期限を，12月27日（月）まで延長</p> <p>この支援を受けるための手続きは要りません。</p>	
問い合わせ先	鹿児島県総務部税務課	099-286-2194

制度等の名称	1 - 12 県税の減免措置等	
実施主体	鹿児島県	
対象者	災害により損害を受けた方	
支援等の内容	<p>被害の状況に応じて，個人事業税，不動産取得税，自動車税，産業廃棄物税，個人県民税を減免</p> <p>原則として1年（最長2年）以内の期間で徴収を猶予</p> <p>災害がやんだ日から2月以内の期日まで，申告，納入等の期限を延長</p> <p>納税証明書交付手数料を免除</p> <p>この支援を受けるためには，申請が必要です。</p>	
問い合わせ先	鹿児島県総務部税務課	099-286-2196

制度等の名称	1 - 13 メンタルケアの電話相談
実施主体	鹿児島県精神保健福祉センター
対象地域	奄美大島の市町村
対象者	被害者及び支援関係者等
支援等の内容	<p>次のとおり、電話相談を実施</p> <p>(1) 対応者 精神科医，保健師，心理技師</p> <p>(2) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ところや身体の状態やお困りごとなどをお聞きした上での助言 ・ 必要に応じて，病院等の関係機関の紹介 <p>(3) 対応時間 平日 8 時 3 0 分から 1 7 時まで この他，保健師（派遣10名を含む）による家庭訪問を実施</p> <p>(1) 対象地域，実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奄美市住用地区 11月24日～11月26日 ・ 龍郷町戸口・円地区 12月19日～12月20日 <p>(2) 内容 健康チェック及びメンタルチェック等</p>
問い合わせ先	鹿児島県精神保健福祉センター 099-255-0617 鹿児島県障害福祉課 099-286-2754 については，鹿児島県保健医療福祉課 099-286-2736

制度等の名称	1 - 14 臨床心理士の学校への派遣
実施主体	鹿児島県
対象地域	奄美大島の市町村
対象者	今回の災害により，心のケアが必要な児童生徒の在籍する小・中学校，高等学校及び特別支援学校
支援等の内容	臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを要請のあった学校に緊急派遣
問い合わせ先	鹿児島県教育庁義務教育課 099 - 286 - 5298

制度等の名称	2 - 1 災害復興住宅融資
実施主体	独立行政法人住宅金融支援機構
対象者	<p>自然災害等により住宅に被害を受けた方で，地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方</p> <p>ご自分が居住するために住宅を建設，購入または補修する方など</p>
支援等の内容	<p>災害復興住宅の建設資金，購入資金または補修資金を融資</p> <p>【建設資金（木造）の場合】</p> <p>(1) 融資対象住宅 1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅</p> <p>(2) 基本融資額 1,400万円（特別加算もあり）</p> <p>(3) 金 利 年1.47%（平成22年10月25日現在）</p> <p>詳しい条件等については，下記にお問い合わせください。</p>
問い合わせ先	<p>独立行政法人住宅金融支援機構</p> <p>お客様コールセンター（被災者用ダイヤル） 0120-086-353</p> <p>048-615-0420</p> <p>鹿児島県土木部建築課住宅政策室 099-286-3738</p>

制度等の名称	2 - 2 がけ地近接等危険住宅移転事業				
実施主体	市町村				
対象者	<p>高さが2メートルを超え勾配が30度を超えるがけ地に近接している住宅に居住し，次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 災害により鹿児島県から是正勧告等を受けた入居者</p> <p>(2) がけ地の崩壊等により，生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている昭和46年9月1日以前に建設されたの住宅の入居者</p>				
支援等の内容	危険住宅の除却や新たな住宅の建設等を行う方に対してその費用の一部を補助				
	補助限度額 (単位：千円)				
	区分	除却等費	建物助成費		合計
			住宅建設	土地購入	敷地造成
	一般地帯	780	3,100	960	—
特殊土壌地帯	780	4,440	2,060	580	7,860
	<p>1 奄美群島については，保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域にあるものは特殊土壌地帯に該当し，その他は一般地帯に該当します。</p> <p>2 除却等費 危険住宅の除却等に要する費用を補助します。</p> <p>3 建物助成費 危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む），土地の取得，敷地の造成のため，金融機関から融資を受けた場合においてその利息額（年利率8.5%を限度）に対して補助を行います。</p>				
問い合わせ先	鹿児島県土木部建築課			099-286-3739	

制度等の名称	2 - 3 住宅補修等の相談窓口の設置	
実施主体	鹿児島県及び市町村	
対象地域	奄美大島の市町村	
対象者	災害により住宅補修等が必要となった方 など	
支援等の内容	住宅補修等に関する相談を受付	
問い合わせ先	鹿児島県土木部建築課住宅政策室	099-286-3738

制度等の名称	2 - 4 建築確認申請等手数料の免除	
実施主体	鹿児島県	
対象者	災害により住宅を滅失、半壊した方で、災害発生の日から6月以内に住宅を復旧するために建築又は大規模の修繕等を行う方	
支援等の内容	<p>建築又は大規模の修繕等を行う場合に必要となる次の手数料を免除</p> <p>(1) 建築確認申請手数料</p> <p>(2) 中間検査申請手数料</p> <p>(3) 完了検査申請手数料</p>	
問い合わせ先	鹿児島県土木部建築課	099-286-3710

制度等の名称	2 - 5 被災住宅応急修理制度	
実施主体	市町村	
対象地域	奄美市，龍郷町，大和村	
対象者	<p>住宅が半壊した方で 応急修理を行うことによって，被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる方 公営住宅等に入居しない方 自ら修理する資力のない方（大規模半壊の方については資力は問いません） 世帯年収や世帯人員などについての要件があります。</p>	
支援等の内容	<p>被災した住宅について，次のような応急修理を実施 (1) 被災した住宅の居室，台所，トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分の修理を市町村が業者に依頼して実施 (2) 修理限度額は1世帯あたり52万円</p>	
問い合わせ先	鹿児島県保健福祉部社会福祉課 鹿児島県土木部建築課住宅政策室	099-286-2824 099-286-3738

制度等の名称	2 - 6 応急仮設住宅の供与	
実施主体	市町村	
対象地域	奄美市，龍郷町，大和村	
対象者	住宅が全壊又は流出し，居住する住宅を確保できない方	
支援等の内容	応急仮設住宅を供与	
問い合わせ先	鹿児島県保健福祉部社会福祉課 鹿児島県土木部建築課住宅政策室	099-286-2824 099-286-3738

制度等の名称	2 - 7 県営住宅の提供	
実施主体	鹿児島県	
対象地域	奄美大島の市町村	
対象者	今回の災害により、これまでの住居に居住できなくなった方	
支援等の内容	<p>県営住宅の空家を提供</p> <p>(1) 期間 3か月 ただし、状況によっては、更新可能</p> <p>(2) 使用料 全額免除 ただし、光熱水費、共益費、駐車場使用料は入居者負担</p> <p>(3) 敷金 不要</p> <p>(4) 提供戸数 11戸（11月8日現在、9戸入居済） 市町村営住宅の提供については、各市町村へお問い合わせください。</p>	
問い合わせ先	鹿児島県土木部建築課住宅政策室	099-286-3735

制度等の名称	2 - 8 県職員住宅，教職員住宅の提供																						
実施主体	鹿児島県																						
対象地域	奄美大島の市町村																						
対象者	今回の災害により，これまでの住居に居住できなくなった方																						
支援等の内容	<p>○ 今回の災害により自宅に住めなくなった被災者に対して，現在，空家となっている県職員住宅や教職員住宅を市町村を通じて提供</p> <p>(1) 期間 3か月 ただし，状況によっては，更新可能（原則として平成23年3月まで）</p> <p>(2) 使用料 全額免除 ただし，光熱水費，共益費は入居者負担</p> <p>(3) 敷金 不要</p> <p>(4) 提供戸数 54戸（11月8日現在，1戸入居済）</p> <table border="1" data-bbox="512 965 1355 1223"> <thead> <tr> <th>住宅の種類 \ 所在市町</th> <th>奄美市</th> <th>瀬戸内町</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身・独身寮</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>職員住宅</td> <td>26</td> <td>1</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>教職員住宅</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>45</td> <td>9</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 申込方法 在住市町村の災害救助担当窓口へ申し込む</p>			住宅の種類 \ 所在市町	奄美市	瀬戸内町	計	単身・独身寮	0	1	1	職員住宅	26	1	27	教職員住宅	19	7	26	計	45	9	54
住宅の種類 \ 所在市町	奄美市	瀬戸内町	計																				
単身・独身寮	0	1	1																				
職員住宅	26	1	27																				
教職員住宅	19	7	26																				
計	45	9	54																				
問い合わせ先	鹿児島県総務部職員厚生課	099-286-2070																					
	鹿児島県出納局庁舎管理課	099-286-3795																					
	鹿児島県教育庁総務福利課	099-286-5214																					

制度等の名称	3 - 1 農業近代化資金	
実施主体	農協等金融機関	
対象者	災害で農業用施設等に被害を受けた農業者	
支援等の内容	<p>畜舎，果樹棚，農機具，施設等の復旧や事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の復旧に必要な資金を融資</p> <p>(1) 利率 1.20% (認定農業者特例：0.50～1.05%) 認定農業者で，一定の条件を満たす場合は，貸付当初5年間に限り実質無利子となるまで利子助成制度があります。(平成23年3月まで)</p> <p>(2) 限度額 個人 1,800万円 法人 3,600万円</p> <p>(3) 融資率 80%以内 (認定農業者特例：100%以内)</p> <p>(4) 償還期間 7年～18年以内 (うち据置2年～7年以内)</p>	
問い合わせ先	あまみ農業協同組合 大島事業本部 鹿児島県農政部農業経済課	0997-52-3321 099-286-3131

制度等の名称	3 - 2 木材産業振興資金	
実施主体	鹿児島県	
対象者	県内において木材の生産又は流通の事業を営む方	
支援等の内容	<p>事業に必要な運転資金を融資</p> <p>(1) 利率 1.96%</p> <p>(2) 資金使途 原木又は素材の購入，素材の生産， 素材及び製材品の出荷並びに販売，製材の加工</p> <p>(3) 限度額 木材業を営む方 1,000万円以内 製材業を営む方 2,000万円以内 木材及び製材業を併せ営む方 2,000万円以内</p> <p>(4) 償還期間 1年以内</p>	
問い合わせ先	南日本銀行 大島支店 鹿児島県環境林務部環境林務課	0997-52-2441 099-286-3334

制度等の名称	3 - 3 漁業近代化資金	
実施主体	県信用漁業協同組合連合会等の融資機関	
対象者	漁業・水産加工業を営む個人・法人，漁業生産組合，漁協，水産加工業協同組合等	
支援等の内容	<p>漁船の建造・取得や，加工施設，漁具，養殖用作業舎，養殖池などの取得資金を融資</p> <p>(1) 利率 1.20%</p> <p>(2) 限度額 漁船資金 9,000万円(20t未満) 養殖資金 1.8億円(法人) 9,000万円(個人) 水産加工業者 9,000万円</p> <p>(3) 償還期間 5～15年以内(据置2～3年以内)</p>	
問い合わせ先	県信用漁業協同組合連合会 鹿児島県商工労働水産部水産振興課	099-253-5531 099-286-3336

制度等の名称	3 - 4 農林漁業セーフティネット資金	
実施主体	日本政策金融公庫	
対象者	災害や経営環境の変化等により経営状況が悪化した農林漁業者	
支援等の内容	<p>経営の再建，経営の維持安定に必要な運転資金を融資</p> <p>(1) 利率 0.50%～0.65%</p> <p>(2) 限度額 300万円 場合により限度額の引き上げが可能</p> <p>(3) 融資率 100%以内</p> <p>(4) 償還期間 10年以内(うち据置3年以内)</p>	
問い合わせ先	日本政策金融公庫鹿児島支店農林水産事業 鹿児島県農政部農業経済課 鹿児島県環境林務部環境林務課 鹿児島県商工労働水産部水産振興課	099-805-0511 099-286-3131 099-286-3334 099-286-3336

制度等の名称	3 - 7 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
実施主体	日本政策金融公庫
対象者	災害で農業用施設等に被害を受けた農業者（認定農業者）
支援等の内容	<p>被災した農業用施設や農地等の復旧に必要な資金を融資</p> <p>(1) 利率 0.50%～1.20%</p> <p>認定農業者で、一定の条件を満たす場合は、貸付当初5年間に限り実質無利子となるまで利子助成制度があります。（平成23年3月まで）</p> <p>(2) 限度額 個人 1.5億円（特認3億円） 法人 5億円（特認10億円）</p> <p>(3) 融資率 100%以内</p> <p>(4) 償還期間 25年以内（うち据置10年以内）</p>
問い合わせ先	<p>日本政策金融公庫鹿児島支店農林水産事業 099-805-0511 鹿児島県農政部農業経済課 099-286-3131</p>

制度等の名称	3 - 8 農業基盤整備資金
実施主体	日本政策金融公庫
対象者	災害で農地，牧野等に被害を受けた土地改良区等
支援等の内容	<p>被災した農地，牧野またはその保全・利用上必要な施設の復旧に必要な資金を融資</p> <p>(1) 利率 0.50%～1.20%</p> <p>(2) 限度額 事業に係る地元負担額</p> <p>(3) 融資率 100%以内</p> <p>(4) 償還期間 25年以内（うち据置10年以内）</p>
問い合わせ先	<p>日本政策金融公庫鹿児島支店農林水産事業 099-805-0511 鹿児島県農政部農業経済課 099-286-3131</p>

制度等の名称	3 - 9 漁船保険制度	
実施主体	県漁船保険組合	
対象者	漁船の所有者又は使用者で、漁船保険に加入している方	
支援等の内容	沈没、座礁、火災等の事故によって漁船の船体、機関、設備等に生じた損害や漁船を救助するために要した費用等に対する保険金を給付	
問い合わせ先	鹿児島県漁船保険組合 鹿児島県商工労働水産部水産振興課	099-257-5311 099-286-3428

制度等の名称	3 - 10 緊急災害対策資金	
実施主体	鹿児島県	
対象者	県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、今回の災害により被害を受けた方	
支援等の内容	<p>経営安定・事業再建のために必要な資金を融資</p> <p>(1) 利率 1.9% (1年以内) ~ 2.7% (10年以内)</p> <p>(2) 限度額 運転設備資金 2,000万円 設備資金 3,000万円</p> <p>(3) 償還期間 運転設備資金 7年以内 (据置2年以内) 設備資金 10年以内 (据置3年以内)</p> <p>(4) 保証料率 年0% (全額県で補助) 実際の融資は、各金融機関が実施します。</p>	
問い合わせ先	奄美群島の商工会 奄美大島商工会議所 独立行政法人奄美群島振興開発基金 鹿児島県商工労働水産部経営金融課	0997-52-6111 0997-52-4511 099-286-2946

制度等の名称	3 - 11 中小企業災害復旧資金利子補助	
実施主体	市町村	
対象者	災害復旧のために、政府系資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧資金に限る）を借り入れた中小企業者	
支援等の内容	市町村を通じ、融資額に応じた段階的な利子補助を実施 (1) 補助期間 5年間 (2) 補助対象限度額 1,500万円 (3) 補助率 200万円以下 年1.80% 200万円超600万円以下 年1.35% 600万円超1,500万円以下 年0.90%	
問い合わせ先	鹿児島県商工労働水産部経営金融課	099-286-2946

制度等の名称	3 - 12 災害復旧貸付	
実施主体	日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫	
対象者	今回の災害により被害を受けた鹿児島県内に事務所を有する中小企業者	
支援等の内容	災害復旧のための設備資金及び運転資金を融資 (1) 利率 中小企業事業 1.55%（貸付期間5年の場合） 国民生活事業 2.05%（貸付期間5年の場合） 商工組合中央金庫 所定の利率 (2) 限度額 中小企業事業 1億5,000万円 国民生活事業 3,000万円 商工組合中央金庫 1億5,000万円 (3) 償還期間 いずれも10年以内（据置2年以内）	
問い合わせ先	日本生活金融公庫 鹿児島支店 国民生活事業 中小企業事業 商工組合中央金庫 鹿児島支店 鹿児島県商工労働水産部経営金融課	099-224-1241 099-223-2221 099-223-4101 099-286-2946

制度等の名称	3 - 13 小規模企業共済災害時貸付	
実施主体	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
対象地域	奄美市，龍郷町，大和村	
対象者	12か月以上掛金を納付し，限度額が10万円以上になる方で，対象地域に事業所を有し，損害を受け又は売上高の減少が見込まれる方（対象者には中小企業基盤整備機構より案内文を送付する）	
支援等の内容	<p>経営安定のために必要な資金を融資</p> <p>(1) 利率 0.9%</p> <p>(2) 限度額 掛金総額に掛金納付月数に応じて7割から9割を乗じて得た額と1,000万円のいずれか少ない額</p> <p>(3) 貸付期間 500万円以下 3年 505万円以上 5年</p>	
問い合わせ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構 鹿児島県商工労働水産部商工政策課	050-5541-7171 099-286-2935

制度等の名称	3 - 14 生活衛生融資（災害復旧貸付）	
実施主体	日本政策金融公庫	
対象者	<p>公庫が指定した被災地域内の生活衛生関係事業者で，次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 災害により直接被害を受けた方</p> <p>(2) (1)以外の者で，売上の減少，売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められる者</p>	
支援等の内容	<p>被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金を融資</p> <p>(1) 利率 2.05%～</p> <p>(2) 限度額 3,000万円以内</p> <p>(3) 償還期間 10年以内（据置2年以内）</p>	
問い合わせ先	日本政策金融公庫 鹿児島支店 鹿屋支店 川内支店 (財)鹿児島県生活衛生営業指導センター 鹿児島県保健福祉部生活衛生課	099-224-1241 0994-42-5141 0996-20-2191 099-222-8332 099-286-2784